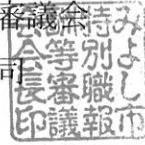


令和 8 (2026) 年 1 月 7 日

みよし市長 小 山 祐 様

みよし市特別職報酬等審議会
会長 伊 藤 久 司



みよし市特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 (2025) 年 1 0 月 3 0 日付けで諮問のありました、みよし市特別職（「市長、副市長及び教育長並びに議長、副議長及び議員」をいう。以下同じ。）の報酬等の額について、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 審議会の結論

(1) 特別職の報酬等の額については、次のとおり引き上げることが適当です。

区 分	現行の月額	改定後の月額
市長	923, 000 円	959, 000 円 (36, 000 円増額)
副市長	761, 000 円	791, 000 円 (30, 000 円増額)
教育長	691, 000 円	718, 000 円 (27, 000 円増額)
議長	502, 000 円	517, 000 円 (15, 000 円増額)
副議長	430, 000 円	443, 000 円 (13, 000 円増額)
議員	390, 000 円	401, 000 円 (11, 000 円増額)

(2) 改定実施時期は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日が適当です。

2 審議の経過

本審議会は、令和 7 (2025) 年 1 0 月 3 0 日に貴職から、「本市の特別職の報酬等の額について」及び「改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について」意見を求められました。

そこで、本審議会においては、

- (1) 委員は、公正中立の立場から、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な意見により諮問内容を検討する。
- (2) 審議に幅広く市民の意見が反映され、市民の理解が得られる答申となるよう留意する。
- (3) 人事院勧告に準じた一般職の給与改定の状況を参考にする（情勢適応の原

則)。

(4) 人口規模や財政状況を勘案し、他市との報酬額等の均衡が保たれるよう考慮する(均衡の原則)。

(5) それぞれの職における責任の度合いや職務の特殊性を考慮する。

以上のことを基本的な考えとして、令和7(2025)年10月30日及び11月27日の計2回にわたり検討を行いました。

なお、検討に当たっては、特別職の職務内容と職責、人事院勧告の経緯と内容、これまでの本市の特別職報酬額等の改定状況、県内市の人口規模、財政規模、議員定数及び特別職の報酬等の額の状況、近年における消費者物価上昇率、議会の活動状況、政務活動費の状況、議員報酬総額の住民一人当たりの額等の各種資料を参考にしました。

3 結論に至った理由

近年の消費者物価上昇率の著しい伸び、民間企業の賃上げの状況、人事院勧告による一般職の給与改定等を鑑み、報酬等の引上げを行うことが適当であるという結論に至りました。また、引上げ幅については、令和6(2024)年及び令和7(2025)年の人事院勧告における指定職俸給表の引上げ率を参考に、次のとおり引き上げることが妥当であると判断しました。

(1) 市長、副市長及び教育長の給料額について

令和6(2024)年の人事院勧告における指定職俸給表の引上げ率1.1%及び令和7(2025)年の人事院勧告における指定職俸給表の引上げ率2.8%を積み上げた3.9%の引上げが妥当

(2) 議長、副議長及び議員の報酬額について

令和6(2024)年に1.1%の引上げ改定を行っていることを考慮し、令和7(2025)年の人事院勧告における指定職俸給表の引上げ率2.8%の引上げが妥当

4 おわりに

本市においては、今後、高齢化の進展等の影響による社会保障関係経費の増加に加え、SDGs、DX等の推進並びに人口減少社会への対応等、今後新たな時代の局面を迎えるに当たり、限られた経営資源の中で、市民ニーズに沿った満足度の高い行政サービスを提供することが必要となっています。

こうした状況の中で、市民の負託に答えるべく、その果たすべき役割と責任を十分認識され、住民福祉の向上のために、なお一層、御活躍いただくことを願うものであります。